

令和7年度（2025年度）第72回熊本県環境審議会 議事録要旨

日 時：令和8年(2026年)1月21日(水)午前9時～午前10時30分

場 所：熊本県庁防災センター3階306・307会議室

出席委員：別添出席者名簿のとおり

欠席委員：小島知子委員、太田桂子委員、早田順一委員

次 第

1 開 会

2 環境局長挨拶

3 議 事

(1) 審議事項

ア 第七次熊本県環境基本計画(案)について

イ 第6期熊本県廃棄物処理計画(案)について

(2) 報告事項

ア 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び生息地等保護区の指定又は指定の解除について

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定、第13次鳥獣保護管理事業計画の変更及び第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の変更について

4 閉 会

審議事項ア 第七次熊本県環境基本計画(案)について

(資料1-①～⑤に基づき、熊本県環境基本計画検討委員会の嶋田副委員長より説明)

(皆川委員)

生物多様性の保全について。コラムでは、ネイチャーポジティブという言葉が示されているが、本文は、保全のみにとどまる。ネイチャーポジティブに含まれる再生に関してはどのように考えているか。

また、外来種に関して、スパルティナ属の記載はあるが、県内外で話題になっているナガエツルノゲイトウや、緑川全域に拡大しているテラピアについての記載がない。どのような基準で記載されているのか。

(自然保護課)

まず、1点目のネイチャーポジティブについては、県で現在作成している生物多様性くまもと戦略の中では検討段階であったため、コラムにて記載している。

2点目の外来生物については、外来生物の拡大にはステージがあり、その中で県として3つの特定外来生物に注力している。局地的又は発生して初動的な段階で、速やかな防除対策をしなければ拡大のリスクがある、クリハラリス(タイワンリス)・アライグマ・スパルティナ属の3つについて、環境省の予算を活用しながら防除対策を行っている。

これに対し、既に全国的に拡大しているナガエツルノゲイトウ等は、環境省と農林水産省で防除対策がマニュアル化されており、事業者や市町村に対応を委ねている。

また、アメリカザリガニやアカミミガメ等古くから特定外来として扱っているものは、県民への普及啓発に努めている。

それぞれのステージに応じて対策を行っており、全ての記載には至っていないが、御理解いただきたい。

(皆川委員)

ネイチャーポジティブは、本文のどこかに入れても良いのではないか。コラムは、コラムにすぎない。また、外来種の記載基準については、補足があった方が良かったのではないか。

(柳瀬委員)

今回の重点テーマである地下水について、行政には熊本県地下水保全推進本部がある。事業者との連携はどのように考えているか。

(環境保全課)

環境中に汚濁物質や有害物質を排出するおそれのある事業者については、水質汚濁防止法や熊本県地下水保全条例により基準を満たさない排出水の排出防止を図っている。

次に、環境保全協議会等で県内の事業者と連携して、環境保全の取組みを進めている。

また、半導体関連企業の集積に伴う水質悪化を懸念する声が、多数寄せられている。そのため、法規制外物質についても環境モニタリングという形で詳細な調査を行い、場合によっては、事業者に対策を求める、あるいは県民に広く公表していく、といった取組みを行っている。

(柳瀬委員)

国が定めた法律より厳しい条例で規制することは考えているか。

(環境保全課)

熊本県地下水保全条例などにより水質汚濁防止法に基づく排水基準へ上乘せし、全国的にも厳しい基準を設けている。そのおかげで、良好な水質を保ってきたと考えている。

(柳瀬委員)

地域住民との会話はどうしているか。

(環境政策課)

地下水保全推進本部の下に幹事会という組織を設けており、テーマに応じて市町村への参加を呼びかけているので、地域住民の声については、まずは市町村において吸い上げていただき、幹事会の中で御意見等をいただくイメージで考えている。

さらに、テーマによっては、関係者への参加も呼びかけ、外部の方に参加していただくことも想定している。

また、県庁では「県への提案」という制度があり、県民の方々から県の施策に関する様々な御意見・御提案をいただいているが、その御意見等への対応も行っている。

(柳瀬委員)

地元との連絡協議会を作ることもあるのか。

(環境政策課)

新たな組織体の創設は予定していない。必要性やテーマに応じて、関係者の方に幹事会への参加を呼び掛けたいと考えている。

(自然保護課)

先ほどの皆川先生の質問への回答の補足。一つ目のネイチャーポジティブの記載について、コラムに加え、第2編・第4編に記載がある。

まず、第2編1(3)(資料1-③P8)に、ネイチャーポジティブに関する背景について記載している。

また、第4編第3章第2節1(資料1-③P108~110)に、生物多様性の保全に関する【現状】、【課題】及び【施策の方向性】について記載している。例えば、【現状】の場合、生物多様性の保全を推進するため自然共生サイトの認定数を増やすといった取組みを書いている。

さらに、第4編第3章第2節2(資料1-③P114)の【数値目標】にて、自然共生サイト認定数の目標値を掲げている。認定は国が行うが、県では側面的な支援を行う。

(中田委員)

パブリックコメントへの対応の40番目(資料1-④)について、一部反映されていない内容もある。反映した根拠を教えてください。

(環境保全課)

【課題】リスク管理としての毒性評価及び規制の必要性等の検討に関する国内外の情報収集との追記要望について、県としても重要だと認識している。ただ、国でも検討が進んでいるため、まずは国内外の情報収集を図り、今後の研究に生かしていきたい。そのため、このような記載になっている。

(松浦委員)

不法投棄問題に関するページはあるか。

また、普通の大型ごみが災害廃棄物の仮置場へ持ち込まれることを防止するための啓発はできないか。

(循環社会推進課)

一点目の不法投棄対策に関する記述について、熊本県環境基本計画では、廃棄物処理のベースとして循環社会・循環経済への移行についての記載をしており、個別施策については記載をしていない。なお、不法投棄に関する個別施策については、審議事項イの熊本県廃棄物処理計画にて記載予定である。

二点目の災害廃棄物についても、熊本県環境基本計画へ個別の施策としては掲載していない。災害廃棄物の仮置場にて、被災者かどうか・災害に伴うごみであるかの確認を行うよう、市町村へ周知している。同内容についても、熊本県廃棄物処理計画の災害廃

棄物処理に関する項目に記載している。

また、第4編第2章第2節3（資料1－③P95）にも不法投棄についての記載がある。

（皆川委員）

自然共生サイトは、民間が行い、国が認定するもの。一方で、例えば河川や海岸等、県が管轄している部分における、県行政としてのネイチャーポジティブの取組みについて伺いたく、先ほどコメントしたところ。

また、目標の基礎となる自然共生サイト認定数8件という数字は、生物多様性の戦略に記載されており、その数値が熊本県環境基本計画に反映されているという理解で良いか。

（自然保護課）

まず、ネイチャーポジティブあるいは30by30（サーティ・バイ・サーティ）に関して、県の姿勢を積極的に打ち出しているわけではない。また、これまでの8件の認定についても、県で全ての状況を把握しているわけではない。

ただし、生物多様性については、法改正等を踏まえ、自然共生サイトでこれまでより踏み込んだ形に対応すべきではないかという議論を行っている。一方、「生物多様性くまもと戦略2030」では、そこまで踏み込んだことをうたっていないのが現状。この件については、環境省と情報共有しながら対応可能な範囲を探っていく。

なお、2026年7月に、ネイチャーポジティブグローバルサミットが熊本市で開催される。他県と比べネイチャーポジティブへの機運の高まりがある中、できることを検討していきたい。

（皆川委員）

次の展開に向けて、どんどん示していただけたらと思う。

（岡本会長）

審議会として、第七次熊本県環境基本計画（案）を承認する旨、答申してよろしいか。

（意見無し）

（岡本会長）

それでは、第七次熊本県環境基本計画（案）を承認することとする。

審議事項イ 第6期熊本県廃棄物処理計画（案）について

（資料2－①～④に基づき、熊本県廃棄物処理計画検討委員会の柳瀬副委員長より説明）

（坂上委員）

「第6期熊本県廃棄物処理計画（令和8年度～12年度）案の概要」（資料2－①）

中の「6個別計画改定方向性」にある食品廃棄物の利用率について、28%と非常に低いが、目標との差をどのような形で埋めていくのか。事業者向けか個人向けか、生ごみの分別といったレベルで実施するのか、具体的に説明いただきたい。

(循環社会推進課)

食品廃棄物の利用率を高めるためには、堆肥化、メタン発酵による発電、家畜えさの3つが具体的な再利用の方法。県内には再利用のための施設が少ないというハード面での課題があるが、熊本市では、メタン発酵の施設が新たに作られ、熊本市以外でも同様の計画が進んでいる。ハード整備が進む見込みのため、そこで利用率の向上を見込む。

また、ターゲットについては、一般家庭から出るごみ・飲食店から出るごみ両方とも想定している。水俣市では、生ごみを分別回収し、堆肥化施設で堆肥化している。先行事例を参考にする一方で、悪臭等のトラブルにも配慮しながら推進する必要があると考えている。

(黒田委員)

食品廃棄物の利用について、先ほどの話は一般家庭向けの話ではないのか。飲食店の生ごみ分別・再利用も、一般家庭と同じレベルで行うのか、それとも別のレベルで検討するのか。

(循環社会推進課)

飲食店からの生ごみの割合はかなり大きい一方、そのまま焼却されているため、利用率が低い。飲食店に対しても生ごみの分別を求めるが、どこまで現実的なのかという問題がある。方向性としては、分別をお願いすることと併せて、異物が混入していても処理できる施設を整備する。両面でやっていく必要があると考えている。

(岡本会長)

審議会として、第6期熊本県廃棄物処理計画(案)を承認する旨、答申してよろしいか。

(意見無し)

(岡本会長)

それでは、第6期熊本県廃棄物処理計画(案)を承認することとする。

報告事項ア 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び生息地等保護区の指定又は指定の解除について

(資料3-①~②に基づき、事務局より説明)

(副島委員)

トキワマンサクは、文化財という形で保全されるべき。荒尾市の反応はどうか。

(自然保護課)

当審議会後に荒尾市の関係者に提案する予定。

報告事項イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定、第13次鳥獣保護管理事業計画の変更及び第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の変更について

（資料4－①～⑤に基づき、事務局より説明）

（柳瀬委員）

（資料4－③）特例休猟区の指定に伴い、鳥獣保護区の面積が減っている。シカやイノシシだけであれば、保護区を削減する必要はあるのかな、と疑問に思ったがいかかか。

（自然保護課）

イノシシやシカの捕獲には3つの方法がある。1つ目が、狩猟期間中の狩猟。11月～翌3月の期間に狩猟を行うもの。2つ目が、市町村長の許可に基づく有害鳥獣駆除による捕獲。これが捕獲の大半を占めている。3つ目が、県が直接的に業務委託という形で事業者に発注して捕獲するという方法。先ほど申したように、2つ目の有害鳥獣駆除で大半の捕獲を行っている状況だが、狩猟によるシカ・イノシシの捕獲ができる体制を強化したい。鳥獣保護区では、狩猟期間中にシカ・イノシシを捕獲できないため、狩猟期間中にも捕獲できるように、鳥獣保護区を特例休猟区に移行するもの。

（柳瀬委員）

特例休猟区に指定したところは、年間を通して鳥獣保護区から外してしまうのか。

（自然保護課）

そのとおり。猛禽類等の鳥類は、従来から保護の対象。猛禽類のほか、キジなどの野生鳥獣全般が特例休猟区では保護される。

（皆川委員）

今回の説明資料は、文章のみで場所が分からないので、地図を掲載してほしい。また、（資料4－①②）ではニホンカモシカと表記されているが、第七次熊本県環境基本計画（案）（資料1－③P109）では特別天然記念物カモシカとなっている。記載を統一すべきではないか。

（自然保護課）

地図について、次回から掲載する。

カモシカ又はニホンカモシカの表記については、正しく改める。

また、先ほどの柳瀬委員の狩猟期間の質問において、猛禽類が狩猟鳥獣であるような誤解を与える言い方をした。狩猟対象の鳥獣は定められており、猛禽類は狩猟鳥獣ではないため、訂正する。